

新規医療技術の保険導入等（歯科）

骨子【Ⅲ－８（８）】

第１ 基本的な考え方

医療の高度化等に対応する観点から、診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、新規技術の保険導入等を行う。

第２ 具体的な内容

- レジン前装金属冠の小臼歯への適応範囲の拡大（ブリッジの支台歯に限る）

（新） レジン前装金属冠 小臼歯 1,174点
（ブリッジの支台歯となる第一小臼歯に限る）

[算定要件]

レジン前装金属冠とは、全部鋳造方式で製作された歯冠修復物の唇面を硬質レジンで前装したものをいい、臼歯部においてはブリッジの支台歯となる第一小臼歯に限り認められる。

※現行では前歯部に限定

現 行			改定案		
【歯冠形成】			【歯冠形成】		
生活歯歯冠形成	金属冠	306点	生活歯歯冠形成	金属冠	306点
失活歯歯冠形成	金属冠	166点	失活歯歯冠形成	金属冠	166点
<u>（新設）</u>			<u>臼歯のレジン前装金属冠のための歯冠形成は、生活歯の場合490点を、失活歯の場合470点を所定点数に加算する。</u>		

2. 歯冠補綴物の色調採得に関する評価

(新) 歯冠補綴時色調採得検査（1枚につき） 10点

[算定要件]

レジン前装金属冠及び硬質レジンジャケット冠（前歯部に限る。）を製作する場合において、レジン前装部の色調を決定することを目的として、色調見本とともに当該歯冠補綴歯の口腔内写真を撮影した場合に、1装置につき1枚を限度として算定する。

3. ファイバーポスト導入に伴う技術

現 行	改定案
【支台築造（1歯につき）】	【支台築造（1歯につき）】
1 メタルコア	1 間接法
イ 大臼歯 176点	イ <u>メタルコア</u>
ロ 小臼歯及び前歯 150点	(1) 大臼歯 176点
2 その他 126点	(2) 小臼歯及び前歯 150点
	ロ <u>ファイバーポストを用いた場合</u>
	イ <u>ファイバーポストを用いた場合</u>
	(1) <u>大臼歯</u> 176点(新)
	(2) <u>小臼歯及び前歯</u> 150点(新)
	2 直接法
	イ <u>ファイバーポストを用いた場合</u>
	(1) <u>大臼歯</u> 154点(新)
	(2) <u>小臼歯及び前歯</u> 128点(新)
	ロ その他 126点

4. 広範囲顎骨支持型装置の適応範囲の拡大

現 行	改定案
<p>【広範囲顎骨支持型装置埋入手術】 [算定要件]</p> <p>医科の保険医療機関（医科歯科併設の保険医療機関にあつては医科診療科）の主治の医師の診断に基づく外胚葉異形成症等の先天性疾患で、連続した3分の1顎程度以上の多数歯欠損又は顎堤形成不全であること。</p> <p>【広範囲顎骨支持型補綴】</p> <p>1 ブリッジ形態のもの（3分の1顎につき） 18,000点</p> <p>2 床義歯形態のもの（1顎につき） 13,000点</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>【広範囲顎骨支持型装置埋入手術】 [算定要件]</p> <p>① 医科の保険医療機関（医科歯科併設の保険医療機関にあつては医科診療科）の主治の医師の診断に基づく<u>唇顎口蓋裂等の先天性疾患であり、顎堤形成不全であること。</u></p> <p>② 医科の保険医療機関（医科歯科併設の保険医療機関にあつては医科診療科）の主治の医師の診断に基づく<u>外胚葉異形成症等の先天性疾患であり、連続した3分の1顎程度以上の多数歯欠損であること。</u></p> <p>【広範囲顎骨支持型補綴】</p> <p>1 ブリッジ形態のもの（3分の1顎につき） 18,000点</p> <p>2 床義歯形態のもの（1顎につき） 13,000点</p> <p><u>広範囲顎骨支持型装置埋入手術の実施範囲が3分の1顎未満である場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。</u></p>

5. 診断、歯の喪失リスクの低減等に資する技術

現 行	改定案
<p>【混合歯列期歯周病検査】 40点</p>	<p>【混合歯列期歯周病検査】 80点</p>

<p>【充填】</p> <p>[算定要件]</p> <p>前歯部5級窩洞、臼歯部歯質くさび状欠損又は歯の根面部のう蝕等に対する充填は、いずれも「イ 単純なもの」により算定する。</p>	<p>【充填】</p> <p>[算定要件]</p> <p>前歯部5級窩洞、又は臼歯部歯質くさび状欠損等に対する充填は、いずれも「イ 単純なもの」により算定する。<u>なお、前歯部5級窩洞を除く歯の根面部のう蝕に対する充填は「ロ 複雑なもの」により算定する。</u></p>
---	---

6. 補綴治療等、口腔機能の回復等に資する技術

現 行	改 定 案
<p>【口蓋補綴、顎補綴】</p> <p>印象採得が困難なもの 1,500点</p> <p>印象採得が著しく困難なもの 4,000点</p> <p>[算定要件]</p> <p>口腔外科領域における悪性腫瘍摘出術の術後、ラジウム照射を行うため、その保持と防禦を兼ねた特別な装置を製作し装着した場合は、当該所定点数の各区分により算定する。</p> <p>【床副子】</p> <p>困難なもの 1,500点</p> <p>著しく困難なもの 2,000点</p>	<p>【口蓋補綴、顎補綴】</p> <p>印象採得が困難なもの 1,500点</p> <p>印象採得が著しく困難なもの 4,000点</p> <p>[算定要件]</p> <p><u>口腔外科領域における悪性腫瘍に対して、密封小線源治療を行う際に、小線源の保持又は周囲の正常組織の防禦を目的とする特別な装置を製作し装着した場合は、当該所定点数の各区分により算定する。</u></p> <p>【床副子】</p> <p>困難なもの 1,500点</p> <p>著しく困難なもの 2,000点</p> <p><u>困難なものに、腫瘍等による顎骨切除後、手術創の保護等を目的</u></p>

<p>【床副子調整】</p> <p>1 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床の場合 120点</p> <p>2 咬合挙上副子の場合 220点</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>として製作するシーネ（オブチュレーター）を、著しく困難なものに、腫瘍等により顎骨切除を予定する患者に対する即時顎補綴装置を追加。</p> <p>【床副子調整・修理】</p> <p>1 床副子調整</p> <p>イ 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床の場合 120点</p> <p>ロ イ以外の場合 220点</p> <p>2 床副子修理 234点(新)</p> <p>1のロについては、咬合挙上副子又は術後即時顎義歯の調整を行った場合に算定する。</p> <p>2については、同一の患者について1月以内に床副子修理を2回以上行った場合は、第1回の修理を行ったときに算定する。</p>
--	---

7. その他、口腔機能の回復等に資する処置や手術に関する技術

現 行	改定案
<p>【顎関節授動術】</p> <p>1 徒手の授動術（パンピングを併用した場合） 990点</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 顎関節鏡下授動術 7,310点</p> <p>3 開放授動術 22,820点</p>	<p>【顎関節授動術】</p> <p>1 徒手の授動術</p> <p>イ パンピングを併用した場合 990点</p> <p>ロ 関節腔洗浄療法を併用した場合 2,000点(新)</p> <p>2 顎関節鏡下授動術 8,770点</p> <p>3 開放授動術 25,100点</p>